

石垣市立伊原間中学校「学校いじめ防止対策基本計画」

1 石垣市立伊原間中学校いじめ防止対策基本計画

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

石垣市立伊原間中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめの問題克服に向けて取り組むために、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合かつ効果的に推進するため、「伊原間中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもが十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

石垣市立伊原間中学校は、いじめ防止等のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、学校の設置者とも連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・校区が広く（小学校4校、13公民館からなる）まとまりにくい傾向がある。
- ・小規模校のため先輩・後輩とのつながりが深く、先輩から冷たくされている、きつくあたられていると感じている生徒もいた。
- ・低学年は冷やかしやからかいが多い。
- ・暴力行為はみられない。

(2) 本校の成果と課題

低学年では、冷やかしやからかいが多いが、学年が上がるにつれて落ち着いてきた。うまくコミュニケーションを取ることができずに、悩む生徒が数名いたが、円滑な人間関係のあり方や作り方を道徳や特活を中心に学校教育活動全体を通して指導していくことで改善されつつある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止（未然防止）のための取り組み

- ①いじめ防止等の対策の組織として、校内にいじめ防止対策人権委員会を設置する。
(校長・教頭・教務主任・生徒指導・教育相談・養護教諭・道徳主任)
- ②人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ③人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ④常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して改善充実を図る。
- ⑤教職員研修の充実、いじめ相談の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑥教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑦行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、連携強化を図る。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が連携し、実態把握に努める。

- ①生徒の声に耳を傾ける（アンケート調査、人権学習、人権についての自己評価等、教育相談等）
- ②生徒の行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
- ③保護者との情報を共有する。（手紙・通信物・電話・家庭訪問・保護者会等）
- ④行政等の関係機関と日常的に連携する。（行政等の関係機関との情報共有等）

(3) いじめが起きたときの対応

いじめ問題が生じた時には、校内のいじめ防止対策委員会で詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ①いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーや福祉等の専門家等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- ④学校は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ⑤いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省、謝罪をさせる。
- ⑥犯罪行為に対しては、早期に教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑦警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子どもの健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧じめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑨ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める指導を図る。

4 重大事態の対応についての留意事項

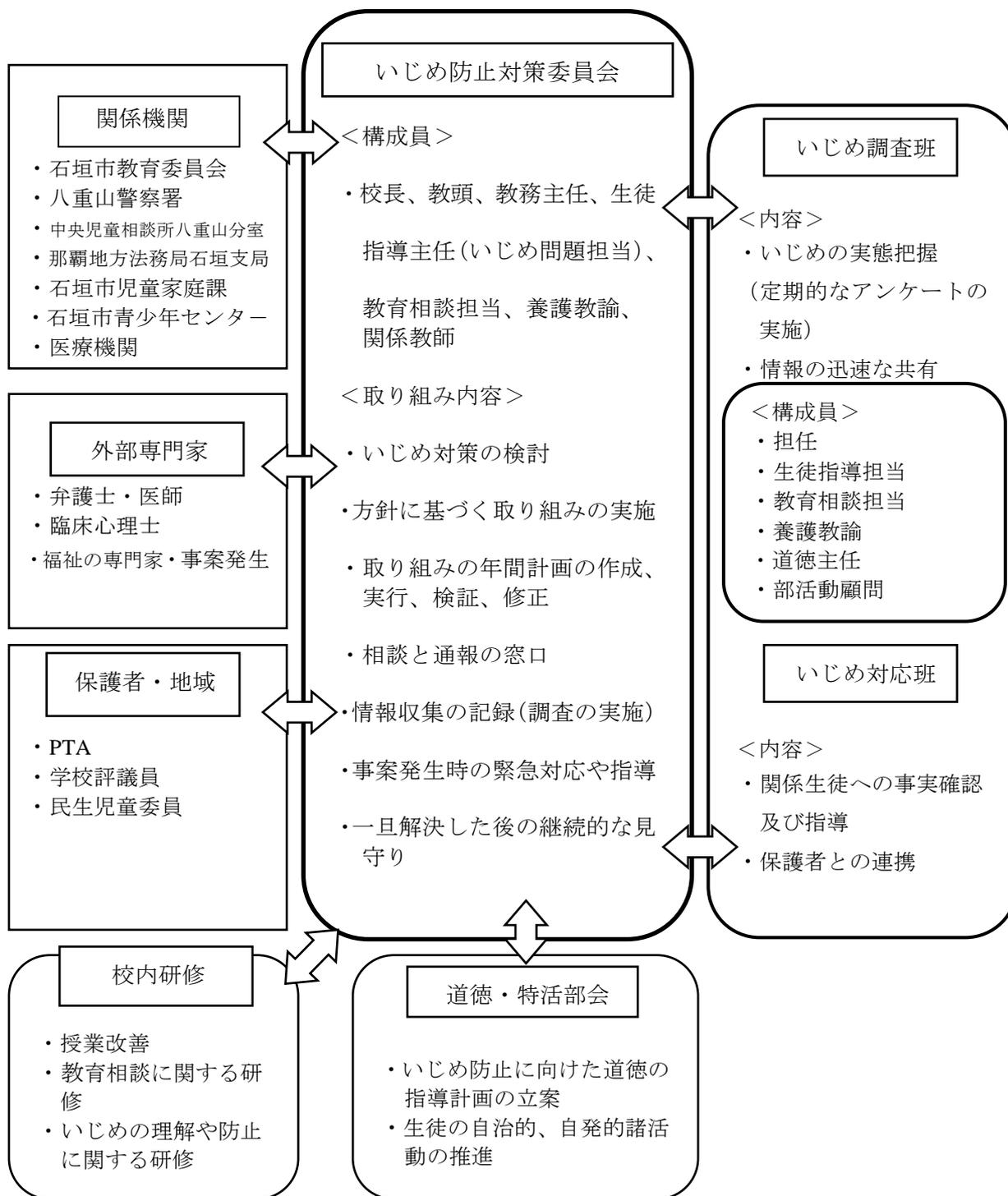
(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

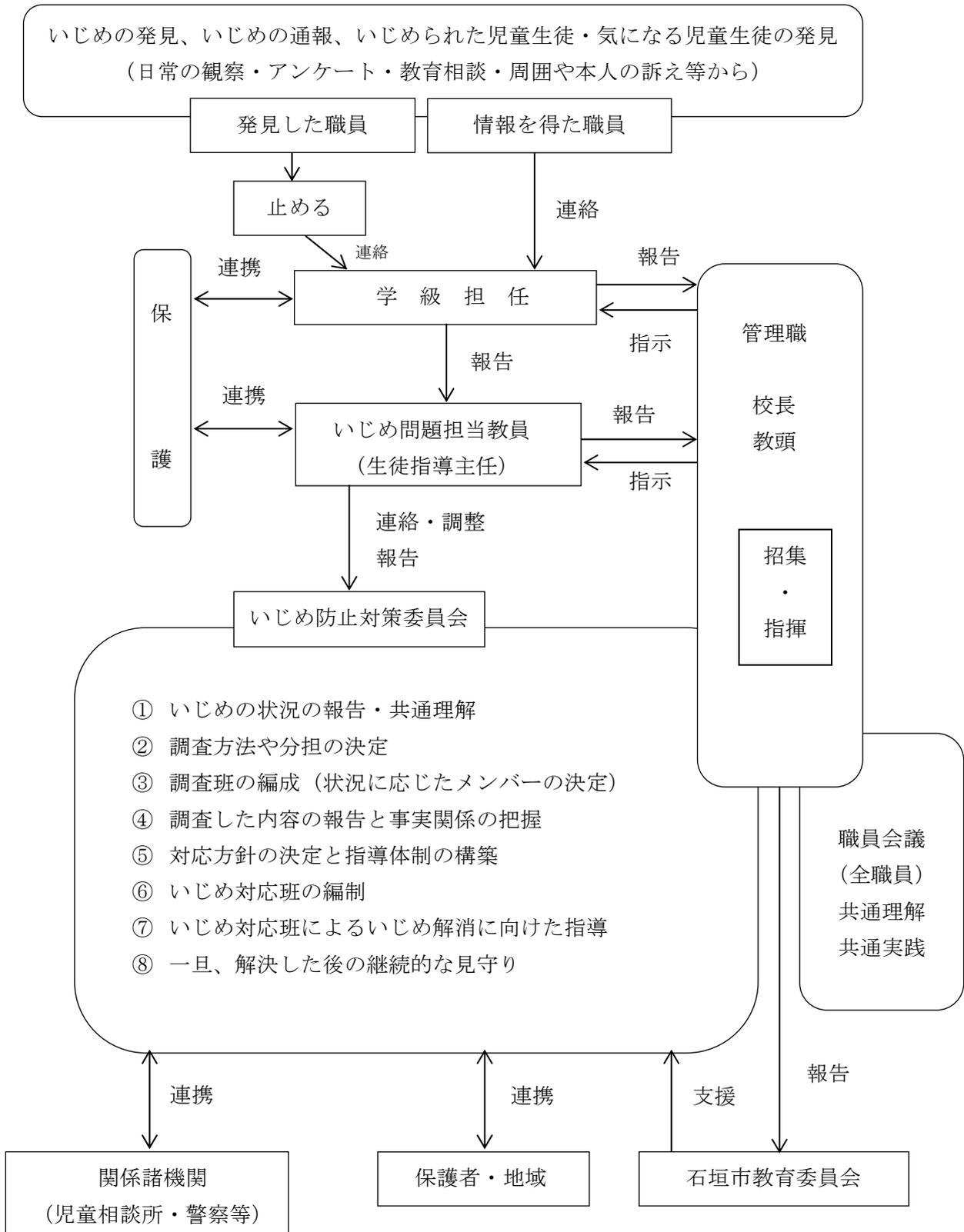
(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ①速やかに石垣市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ②学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断します。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ③事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

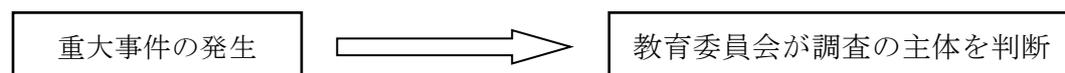
学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



【重大事態の対応フロー図】



報告

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文章も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。

いじめ問題への取り組みの年間指導計画（伊原間中学校）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
校内委員会等	←		毎月1回の校内支援会議実施 ※支援会議にて共通確認		事案発生時、緊急校内生徒支援委員会の実施								→	
	校内生徒支援委員会実施① ※職員会議で共通確認				校内生徒支援委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認				校内生徒支援委員会実施③ ・本年度のまとめ ・次年度指導計画の見直し					
	PTA総会及び学年懇談会等での保護者啓発				いじめ問題に関する職員研修会①				いじめ問題に関する職員研修会②					
未然防止への取り組み	←		毎月1回の校内支援会議実施※支援会議にて共通確認		◎生徒へ直接関わる取り組み内容 ・個々の価値観などの理解・正しい判断力（道徳・特活にて） ・道徳教育の充実（人権教育・情報モラル） ・奉仕的体験活動への積極的取り組み				◎各家庭での取り組み ・生徒に感心を持ち、寂しさやストレスに気づく事のできるような啓発 ・生徒のがんばりをしっかり認めてほめること、いけない時にははっきり叱る事の実践啓蒙◎ 地域での取り組み ・生徒たちへの積極的な挨拶と声かけの依頼 ・広場や近所で困っている生徒への積極的な声かけと学校や保護者への連絡				→	
	生徒会による未然防止に向けた自治活動				毎月1日の「人権の日」への取り組み ※生命や人権を尊重する心を育む									
	学級・人間関係づくり 家庭訪問		教育相談週間		教育相談（三者面談）		学級・人間関係づくり 教育相談週間		人権週間取り組み 教育相談（三者面談）		教育相談週間		次年度の道徳、特別活動における計画	
早期発見への取り組み	←		◎生徒へ直接関わる取り組み内容 ・集団から離れて一人である生徒への声かけ ・個別面談やアンケートによる情報収集 ・学習用具などの持ち物にいたずらや紛失があった際の即対応と原因追及				◎各家庭での取り組み ・生徒に感心を持ち、寂しさやストレスに気づく事のできるような啓発 ・生徒のがんばりをしっかり認めてほめること、いけない時にははっきり叱る事の実践啓蒙◎ ◎地域での取り組み ・生徒たちへの積極的な挨拶と声かけの依頼 ・広場や近所で困っている生徒への積極的な声かけと学校や保護者への連絡						→	
	いじめアンケート（年間を通して毎月実施）													
	家庭訪問		教育相談週間		保護者学校評価アンケート（7・12月） 教育相談（三者面談）		教育相談週間		教育相談（三者面談）		教育相談週間			